

国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業募集要項

令和8年1月29日

国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）では、「国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項」（以下「取扱要項」という。）に基づき、施設の愛称（以下同じ。）の付与を通じて、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設等

別紙ネーミングライツ公募一覧のとおり

2. 募集の概要

（1）契約の条件

- ①契約期間：原則3年以上5年以下
- ②命名権料（別紙ネーミングライツ公募一覧のとおり）

（2）応募資格

- ネーミングライツ事業を実施する法人等（以下「実施事業者」という。）として、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。
- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
 - ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
 - ③社会問題を起こしている者
 - ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
 - ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行う者
 - ⑥賭け事に係る業種に属する事業を行う者
 - ⑦政治団体
 - ⑧宗教団体
 - ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
 - ⑩国税、地方税等を滞納している者
 - ⑪その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認める者

（3）愛称の付与

- ①命名する愛称は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②大学施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織の名誉、信用又は財産を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題についての主義及び主張に関するもの
 - ・個人の名刺広告に関するもの
 - ・その他本学が愛称として設定することが適当でないと認めるもの
- ③愛称は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称の変更を求めることがあります。
- ④混乱を避けるため、実施事業者からの契約期間中の愛称変更はできません。ただし、本学が特に認めるときは、この限りではありません。

（4）その他特典、付帯条件等

実施事業者には、次の各号に掲げる特典があります。

（※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

- ①対象施設等に愛称を付与することができるほか、愛称のサイン、案内看板等（デザインを含む。以下「サイン等」という。）の設置をすることができます。
ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ②本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努めます。
- ③実施事業者は、実施事業者であることを P R することができます。
- ④その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

（5）愛称の表示、使用等に伴う費用負担

- ①サイン等の設置、維持、変更及び契約期間満了後又は契約期間解除に伴う原状回復に係る費用は実施事業者の負担とします（命名権料とは別に、負担をお願いします。）。

なお、愛称のサイン等の内容（形状や大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

- ②契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称の表示および本学のホームページ掲載等については、本学の負担で行います。
- ③愛称の使用開始日において、サイン等の設置が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ④愛称のサイン等が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて実施事業者の負担とします。

（6）公募期間

随時受付とします。

ただし、対象施設・スペース毎に、最初の応募者を受け付けた翌月の同日をもって、当該施設等の受付は終了いたします。

なお、持参の場合の受付時間は、土日・祝日及び大学が定める休日を除く午前9時から午後5時までとします。

（7）応募時の提出書類

- ①ネーミングライツ事業実施申込書（取扱要項別紙様式第1号）
- ②ネーミングライツ事業実施を希望する事業者等に係る以下の書類等
 - (a) 事業者等の概要を記載した書類
 - (b) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (c) 登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
 - (d) 直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - (e) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

（8）選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する国立大学法人高知大学ネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、愛称案、命名権料及び契約期間等を総合的に判断して実施事業者の候補者を選定します。

なお、いずれの応募についても、不適とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

項目	要件・基準等		判断
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> 応募資格を満たしているか。 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 経営基盤が安定しているか。 	適否
選定基準	愛称	<ul style="list-style-type: none"> 学生、教職員に受け入れられるか。 施設等のイメージを損なうおそれがないか。 	適否
	命名権料	<ul style="list-style-type: none"> 本学が設定する最低年間契約額以上であるか。 高額であるほど高評価とする。 	金額
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 本学の希望契約期間以上であるか。 期間が長いほど高評価とする。 	年数
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるか。 	優劣
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

(9) 選定結果の通知および公表

選定結果は、すべての応募者に通知します（取扱要項別紙様式第2号及び第3号）。
また、本学のホームページ等で公表します。

3. 契約の締結

本学は、実施事業者の候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約締結後、決定した愛称、実施事業者、命名権料及び契約期間等を公表します。
ただし、命名権料について、実施事業者が公表を希望しない場合はこの限りではありません。

また、契約更新時には既契約者に優先交渉権を付与します。

4. 命名権料の納入時期

命名権料は、契約期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）の5月末までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中に契約期間が開始または満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、契約締結月の翌月末までに納入するものとします。

なお、本契約において、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月として命名権料

を計算します。

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、実施事業者が負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、協議の上決定することとします。

6. 契約の解除

実施事業者の信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに契約を解除することとします。

また、実施事業者の事情等により愛称の継続が困難な場合は、1か月以上前に大学へ所定の様式（取扱要項別紙様式第4号）により契約の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みの命名権料の返還はできません。

これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、実施事業者の負担とします。

7. 命名権の取消し

契約後、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができるものとします。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法令、及びこの要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 取扱要項第17条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。

また、これにより命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（取扱要項別紙様式第5号）により命名権者に通知し、取扱要項第14条の規定により、既に納入された命名権料については、返還しないものとします。

8. 申込書の提出先及び問い合わせ先

申請書の提出及び本学のネーミングライツ制度に関する問い合わせ

〒780-8520 高知県高知市曙町二丁目5番1号

高知大学財務部財務課総務管理係

T E L : 088-844-8483

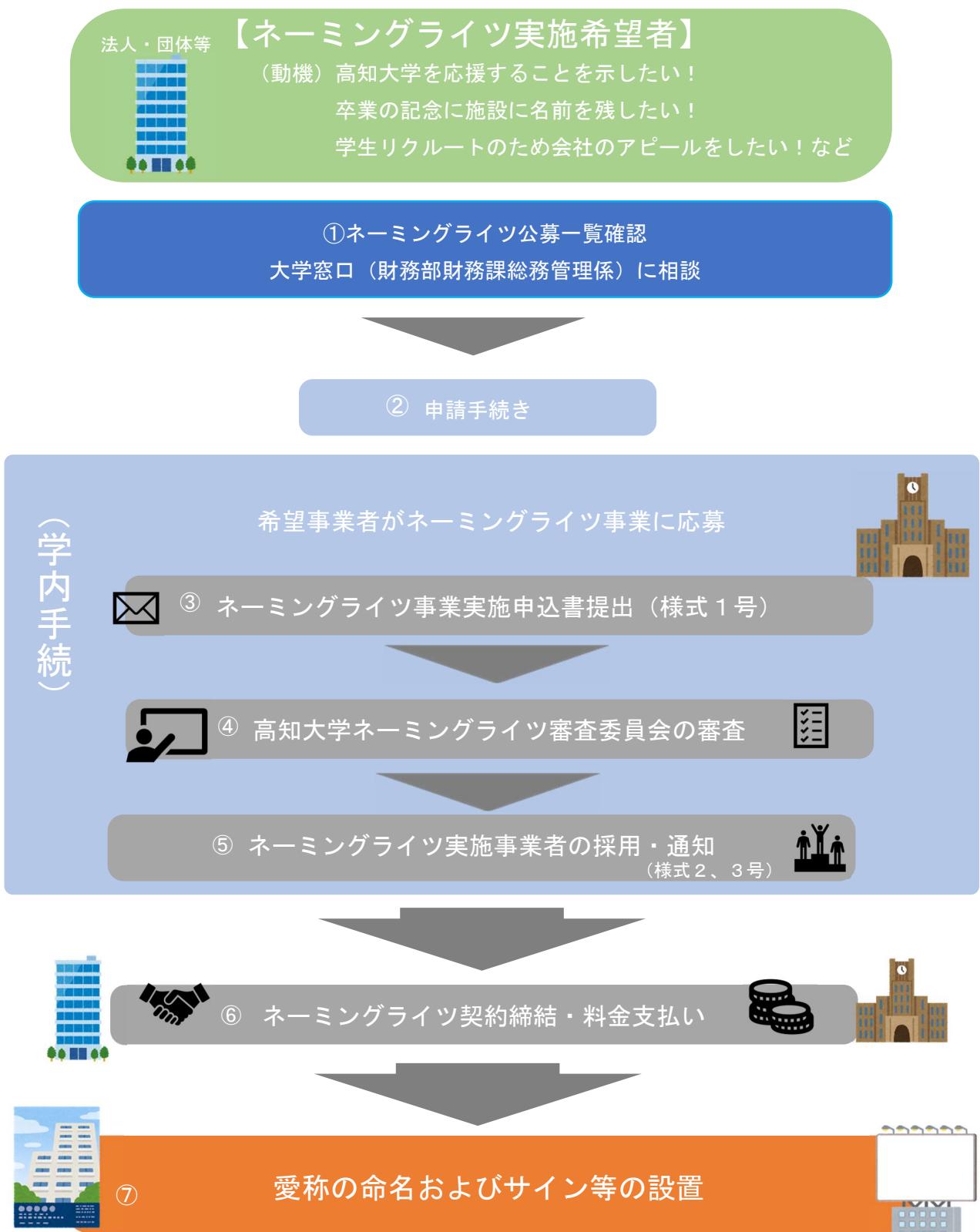
E-mail : zz04@kochi-u.ac.jp

※申込を受理しましたら、メールや電話等にてご連絡をさせていただきます。

数日経っても連絡がない場合には再度確認の連絡をお願いいたします。

※対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問合せ先までご連絡ください。

ネーミングライツ事業実施事業者選定フロー図



ネーミングライツ公募一覧

No.	施設・スペースの名称	希望 契約期間	命名権料 最低年間契約額（万円） (消費税及び地方消費税は別途)	備考 (契約開始)
1	学術情報基盤図書館 (中央館) 6階 メディアホール	3年	140	随時
2	学術情報基盤図書館 (中央館) 2階 アクティブラーニングスペース	3年	110	随時
3	共通教育 210番教室	3年	135	随時

※各施設の築年数や面積、写真等の詳細については、別紙「第1回募集対象施設の概要」をご覧ください。

別紙様式第1号（第7条関係）

年　月　日

国立大学法人高知大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業実施申込書

国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設名		
愛称（案）	別紙のとおり（※）	
応募の趣旨 愛称・命名の理由	別紙のとおり（※）	
命名権料	円（年額/税抜）	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

（※）別紙（任意の様式）に記載し、本申込書に添付すること。愛称を表示するサイン、案内看板等（デザインを含む。）設置の提案がある場合は、あわせてその内容（形状や大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等を記載、添付等すること。

添付書類

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

別紙様式第2号（第11条関係）

年　月　日

殿

国立大学法人高知大学
学長　受田 浩之（公印省略）

ネーミングライツ実施事業者採用通知書

次のとおりネーミングライツ実施事業者に採用することを決定しましたので、国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第11条第2項の規定により通知します。

施設名		
愛称		
命名権付与期間	年　月　日～年　月　日まで	
命名権料	年額	円（税抜）
	総額（年間）	円（税抜）

別紙様式第3号（第11条関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人高知大学
学長　受田 浩之（公印省略）

ネーミングライツ実施事業者不採用通知書

年　　月　　日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業につきましては、不採用となりましたので国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第11条第2項の規定により通知します。

別紙様式第4号（第17条関係）

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日付けで契約したネーミングライツ事業について、国立大学法人高知大学
ネーミングライツ事業取扱要項第17条第2項の規定に基づき、次のとおりネーミングライ
ツ事業の契約解除を申し出ます。

施設名	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日～年 月 日まで
希望する契約解除日	年 月 日
契約解除の理由	

別紙様式第5号（第18条関係）

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学

学長 受田 浩之（公印省略）

命名権付与取消決定通知書

年 月 日付けで決定しましたネーミングライツ事業の命名権付与について、次の理由により取消を決定しましたので、国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第18条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還いたします。

取消年月日	年 月 日
取消理由	